



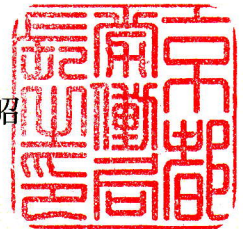
京都地方最低賃金審議会労働者代表委員の補欠委員候補者の推薦に関する公示

京都労働局一般公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、京都地方最低賃金審議会労働者代表委員の補欠委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「京都地方最低賃金審議会労働者代表委員の補欠委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の補欠委員候補者を推薦してください。

平成30年2月21日

京都労働局長 高井 吉昭



記

京都地方最低賃金審議会労働者代表委員の補欠委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、京都労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

平成30年3月13日

(3) 推薦書の提出先

京都労働局 労働基準部 賃金室（京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地）

別紙

平成 年 月 日

京都労働局長 殿

推薦者 (代表)

住 所

氏 名

㊟

(団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名)

京都地方最低賃金審議会労働者代表委員の補欠委員候補者として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年齢	現職 (現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること)	略 歴

別添

内 諾 書

京都労働局長 殿

平成 年 月 日

氏 名

Ⓜ

私は、京都地方最低賃金審議会委員に任命されたときには、就任
することを内諾します。